

# I 研究の概要

## 1 本校の概要

### 1) 本校の概要

本校は、医療型福祉施設及び障がい者支援施設の機能を併せ持つ徳島赤十字ひのみね総合療育センター（以下、「総合療育センター」とする。）に隣接した肢体不自由特別支援学校である。平成25年度の児童生徒数は、小学部23名、中学部15名、高等部19名の合計57名である。そのうち、32名（病棟訪問生4名を含む）は総合療育センターに入所し、24名は自宅から通学し、在宅訪問生が1名在籍している。近年、通学可能な地域から保護者の送迎によって通学する児童生徒の割合が増えてきた。

また、児童生徒の障がいの程度が、超重症化、複雑・多様化の傾向にあり、平成25年度は、自立活動を主として指導する教育課程を履修する児童生徒は、全児童生徒57名の内46名（80.7%）を占め、与薬・臨時薬を含めた医療的ケアを必要とする児童生徒は、45名（79.8%）である。過去の医療的ケア対象児童生徒数の割合を見ると、平成19年度は、57名中27名（47.4%）であり、平成22年度は、56名中37名（66.1%）であることから、この数年間で増加していることがわかる。

平成25年度の医療的ケアの内容は、次のとおりである。

表1 平成25年度 医療的ケア内容の内訳と人数（平成25年12月末現在）

在籍数		57（名）
医療的ケアの必要な児童生徒数		45
栄養管理の必要な児童生徒	鼻腔管留置による注入	13
	胃ろう	6
呼吸管理の必要な児童生徒	口腔内・鼻腔内吸引	23
	気管内吸引	4
	酸素吸入	8
	吸入（生理的食塩水）	6
	薬液の吸入	7
	人工呼吸器の使用	3
	経鼻咽頭エアウェイの装着	1
薬の服用管理の必要な児童生徒		43 （内、臨時薬のみ3）
座薬の使用		26
その他	胃ろう周辺措置、軟膏塗布等	4
	適宜指示	1

（注）1名の児童生徒が複数の医療的ケアを受けている場合が多いため、各ケアを必要とする人数は、のべ人数となっている。

医療的ケアの内容は、与薬や吸引等にとどまらず、呼吸管理や栄養管理を必要とする児童生徒が多数を占めている。日々の学校生活では、養護教諭や学校看護師、保護者、

病棟スタッフと綿密な連携を図りながら，児童生徒が心地よく生き生きと活動できる学習環境づくりや安心・安全な指導・支援方法の確立が必要不可欠である。

また，福祉的就労や一般企業への就労を目標とする生徒も少数在籍しており，みなと高等学園や地域の関係機関と連携し，進路を見据えた教育活動を行っている。

## 2) 教育課程について

平成24年度に，12年間のライフステージを積み上げる一貫性のある教育課程を検討し，3学部の整合性，連続性のある教育課程を編成した。類型と履修人数については次のとおりである。

表2 平成25年度 本校の教育課程と履修人数（平成25年5月1日現在）

		小学部 23名	中学部 15名	高等部 19名	全体 57名
I 類型	小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程	0	1	2	3
II 類型	知的障がい特別支援学校の各教科を中心とした教育課程	2	3	3	8
III 類型	自立活動を主として指導する教育課程	17	10	14	41
IV 類型	訪問教育における教育課程 (在宅訪問・病棟訪問)	4	1	0	5

## 3) 自立活動について

自立活動は，「個々の児童生徒が自立を目指し，障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤を培う」（特別支援学校学習指導要領より）ことを目標として，特別支援学校の教育課程に特別に設けられた指導の領域である。具体的な指導内容については，学習指導要領等に示されている6区分26項目の内容から必要な項目を選定し，それらを交互に関連づけて設定されるものとなっており，個々に指導内容を設定している。本校の類型別自立活動の主な指導内容と授業時数については，次のとおりである。

表3 類型別 自立活動の主な内容及び授業時数

	自立活動の主な内容	小学部	中学部	高等部
I 類型	就労や福祉的就労をめざしてつきたい力の育成や獲得に取り組む。中学部・高等部では，進路を見すえた課題学習などに取り組む。	35時間 (週1時間)	35時間 (週1時間)	3単位 (週3時間)
II 類型	自立的な生活に必要な身体の動き・感覚の活用・コミュニケーション力の育成・個々に応じた課題学習などに取り組む。	245～280 時間 (週7～8	175時間 (週5時間)	175時間 (週5時間)

		時間)		
Ⅲ 類 型	主体的な生活を送るために必要な健康の保持・身体の動き，感覚の活用・コミュニケーション力の育成，個々に応じた課題学習などに取り組む。	385～630 時間 (週11～18 時間)	455時間 (週13時間)	490時間 (週14時間)
Ⅳ 類 型	児童生徒の実態やニーズに合わせた学習に取り組む。	週あたりの訪問回数及び教科・領域の時間の内訳は児童生徒の実態に応じて適切に定める。		

(注)・上記に加えて，児童生徒の実態に応じて，自立活動「食事に関する指導」の時間を一人あたり年間175時間設けている。

・授業時数の一単位時間は，小学部45分，中・高等部は50分である。

各学部ともⅢ類型では，1週間をとおして2校時に帯で自立活動の身体の学習の時間を設けている。その内高等部では，2つのホームルーム合同の時間を，週1時間設けている。中学部・高等部のⅠ・Ⅱ類型では，週1時間，合同の時間を設けている。以上の合同の時間に，今年度は，自立活動部教員が1名サポートに入っている。合同で行う時間をとおして，生徒にとっては，互いの様子を見たり雰囲気を感じたりして意欲を高めること，教員間では学び合うことをねらいとしている。

実際の授業場面では，題材，教材・教具の選択に加え，姿勢の安定や安心感・楽しさを感じられること，わかりやすい環境設定など，主体的な活動を引き出すための準備を整えることが重要となる。ICF（国際生活機能分類）の考え方にに基づき，児童生徒の「活動・参加」状況を引き出すために，「環境因子」を意識して整えるよう心がけている。

## 2 研究テーマ

「自立活動の授業の充実をめざして

～外部専門家を導入した学校全体で取り組む授業改善～

## 3 研究テーマ設定の理由

本校では，近年，「自立活動を主として指導する教育課程」を履修する児童生徒が増加している。そのため，肢体不自由特別支援学校の教員として専門性が問われ，自立活動に係る指導力の向上が求められる。これまで，指導内容や授業改善の取組について，各学部で経験年数の長い教員達を中心となり，児童生徒の主体的な活動を引き出す授業に取り組んできた。また，長年，総合療育センターの協力を得て，医師，看護師による校内研修や，理学療法士（以下「PTとする」）や言語聴覚士（以下「STとする」），作業療法士（以下「OTとする」）の実際の治療場面の見学を実施し，実態把握や指導に役立ててきた。通学生の増加に伴い，平成22年度からは，社会人講師としてSTコンサルテーションを実施し，希望する教員を対象として指導・助言を受ける機会をもった。この結果，食事指導やコミュニケーションに関する指導の改善が図れた。しかし，活用に個人差が見られたり，

一人一人の教員が外部専門家の指導・助言を授業改善に活用するという目的意識が決して高くはなかった。

そこで、教員の個々の力量に大きく影響されない、学校文化に根ざした専門性の向上を図るために、外部専門家を活用した取組を新たに見直し、学校医による整形検診、社会人講師としてリハビリテーション課PT・STによるコンサルテーション等を本格的に導入して抜本的な授業改善と教員の意識改革をめざすことにした。これらの取組を進めることが自立活動の時間における指導方法や内容の妥当性を高め、学校力を高めることにつながると考えた。

#### 4 研究の目的

自立活動の時間の指導方法や内容の精度を高めるために、外部専門家の指導・助言を活かして授業改善を行うことにより、教員の指導力の向上を図るとともに、専門性を備えた学校力を培う。

#### 5 方法

学習指導要領解説・自立活動編には、「自立活動の時間の指導の妥当性」とは、「個々の児童生徒の障がいの特性を正しく理解した適切な指導を行うことにより、児童生徒が主体的に自己の力を可能な限り発揮することができる場面の積み重ねにより実現され则认为。そのためには、一人一人の実態を的確に把握して『個別の指導計画』を作成し、それに基づいて指導を展開することである」と書かれている。

今回の研究の目的である、自立活動の時間の指導の妥当性を高めるために、外部専門家を活用した「整形検診」「リハビリテーション課との連絡会」「セラピストによるコンサルテーション」「リハビリテーション課による授業参観」「リハビリテーション課への相談」の5つをシステム化するために校内において、次の取組を行う。

- 1) 外部専門家を活用した取組を年間計画に位置づける。
- 2) 5つの取組を活用した授業改善をすすめるために、それぞれの意義や内容、具体的な進め方等を部会等を利用し個々の教員に周知を図る。
- 3) 各取組について、必要に応じて、質問及び記録のシートを作成し、授業担当者間で効率よく指導・助言を活用するとともに、授業改善の意識づけを高める。

検証は、外部専門家・保護者・教員の三者によるアンケート調査等による分析でもって評価する。